

総務委員会資料

平成25年第3回定例会追加議案の説明

議案第143号

川崎市職員の給与の特例に関する条例の制定について

資料 川崎市職員の給与の特例に関する条例概要について

平成25年9月10日

総務局

議案第143号

川崎市職員の給与の特例に関する条例概要について

1 市長等の特別職に対する給与減額措置の内容（第1条～第5条）

区分	給料月額	地域手当
市長 副市長	▲13%	▲13%
常勤の監査委員 上下水道事業管理者 病院事業管理者	▲10%	▲10%

2 一般職の職員に対する給与減額措置の内容（第6条～第11条）

【行政職給料表（1）】

区分	給料月額	管理職手当
局長級・部長級・課長級	▲9.77%	▲10%
課長補佐・係長級・主任	▲6.77%	
職員	▲3.77%	

※ その他の給料表の給料月額：行政職給料表（1）に準じた支給減額率

※ 再任用職員以外の任期を定めて採用された職員については、給与減額措置の対象外とする。

3 実施期間

平成25年10月1日～平成26年3月31日（平成26年3月31日限り失効）

4 関係条例

- (1) 川崎市特別職員給与条例（第1条関係）
- (2) 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）
- (3) 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第3条関係）
- (4) 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第4条関係）
- (5) 川崎市公営企業管理者の給与等に関する条例（第5条関係）
- (6) 川崎市職員の給与に関する条例（第6条関係）
- (7) 川崎市教育長の給与等に関する条例（第7条関係）
- (8) 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第8条関係）
- (9) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第9条関係）
- (10) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（第10条関係）
- (11) 川崎市職員の育児休業等に関する条例（第11条関係）